

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例第3条第1項の規定により指定する土地の区域

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例第3条第1項の規定により指定する土地の区域は、この図面に示す区域から下記の区域等を除いた区域となります。

記

- ・災害危険区域(建築基準法)
- ・地すべり防止区域(地すべり等防止法)
- ・急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ・土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- ・浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法)
- ・農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)
- ・第一種農地[甲種農地を含む](農地法)
- ・保安林(森林法)

凡例

市街化区域	
指定する土地の区域	
市街化区域から700m範囲	

0 500 1000m

